

議案第 5 2 号

北名古屋市議会基本条例の一部改正について

北名古屋市議会基本条例（平成 1 9 年北名古屋市条例第 3 0 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 6 月 2 6 日提出

提 出 者	北名古屋市議会議員	神 田 薫
	同 上	間 宮 文 枝
	同 上	渡 邊 麻衣子

賛 成 者	北名古屋市議会議員	井 上 一 男
	同 上	清 水 晃 治
	同 上	齊 藤 裕 美
	同 上	川 渕 康 宏
	同 上	梅 村 真 史

提案理由

この案を提出するのは、議会の改革を継続的に取り組むこと、また、災害時の対応を迅速かつ適切に行うことと併せて条文整理を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会基本条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会基本条例（平成１９年北名古屋市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

前文

第１章 総則（第１条）

第２章 市議会及び議員の活動原則（第２条－第４条）

第３章 市民と市議会の関係（第５条・第６条）

第４章 市議会と行政の関係（第７条－第９条）

第５章 自由討議の保障（第１０条）

第６章 委員会の活動（第１１条）

第７章 政務活動費（第１２条）

第８章 市議会及び議会事務局の体制整備（第１３条－第１５条）

第９章 議員の政治倫理（第１６条）

第１０章 災害時の対応（第１７条）

第１１章 市議会運営の最高規範性と見直し手続（第１８条・第１９条）

附則

第２条各号列記以外の部分中「行う」を「行い、議会の改革に継続的に取り組む」に改め、同条に次の１号を加える。

(7) 市民の公益に関することについて関係機関に意見書の提出等を行うこと。

第３条第４号を削る。

第８条第７号中「コスト計算」を「効果及び費用」に改める。

第１２条に次の１項を加える。

２ 政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、議長は、その使途及び結果の報告を公表しなければならない。

「第１０章 市議会運営の最高規範性と見直し手続き」を「第１０章 市議会運営の最高規範性と見直し手続」に改める。

第 18 条の見出しを「見直し手続」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条を第 18 条とする。

第 10 章を第 11 章とする。

第 9 章の次に次の 1 章を加える。

第 10 章 災害時の対応

(災害時の対応)

第 17 条 議会は、災害時において迅速かつ適切に対応するため、組織体制の確立に努めるものとする。

2 災害時の議会对応に関することは、別に定める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

北名古屋市議会基本条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>目次</u> <u>前文</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 市議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）</u> <u>第3章 市民と市議会の関係（第5条・第6条）</u> <u>第4章 市議会と行政の関係（第7条－第9条）</u> <u>第5章 自由討議の保障（第10条）</u> <u>第6章 委員会の活動（第11条）</u> <u>第7章 政務活動費（第12条）</u> <u>第8章 市議会及び議会事務局の体制整備（第13条－第15条）</u> <u>第9章 議員の政治倫理（第16条）</u> <u>第10章 災害時の対応（第17条）</u> <u>第11章 市議会運営の最高規範性と見直し手続（第18条・第19条）</u> <u>附則</u> （市議会の活動原則） 第2条 市議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行い、議会の改革に継続的に取り組むこととする。 (1)～(6) 略 <u>(7) 市民の公益に関することについて関係機関に意見書の提出等を行うこと。</u> （議員の活動原則）	（市議会の活動原則） 第2条 市議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする。 (1)～(6) 略 （議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする。

(1)～(3) 略

(市議会審議における論点情報の形成)

第8条 市議会は、まちづくりの基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について、市長等に対し、その政策形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

(1)～(6) 略

(7) 将来にわたる効果及び費用

(政務活動費の執行)

第12条 略

2 政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、議長は、その使途及び結果の報告を公表しなければならない。

第10章 災害時の対応

(災害時の対応)

第17条 議会は、災害時において迅速かつ適切に対応するため、組織体制の確立に努めるものとする。

2 災害時の議会対応に関することは、別に定める。

第11章 市議会運営の最高規範性と見直し手続

(市議会運営の最高規範性)

第18条 略

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする。

(1)～(3) 略

(4) 市議会は、市議会独自又は執行機関とともに、市民の公益に関する事件につき、上部関係機関に陳情書等により提出すること。

(市議会審議における論点情報の形成)

第8条 市議会は、まちづくりの基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について、市長等に対し、その政策形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

(1)～(6) 略

(7) 将来にわたるコスト計算

(政務活動費の執行)

第12条 略

第10章 市議会運営の最高規範性と見直し手続

(市議会運営の最高規範性)

第17条 略

(見直し手続)

第19条 略

(見直し手続き)

第18条 略

